

物資に向けて



ねくすとでは物資販売に向けふきんとおもちゃ入りバスボムを作成中。原反を折るところからはじめ、中縫いやロックミシンをかけた丈夫なふきんです。愛用者も多いんですよ。

すまいるでは紙すきの作業に取り組んでいます。ミキサーにパルプなどを入れスイッチオン。すきあがった紙はメモ帳の表紙となり販売されます。



こもれび班には、クッキー作業があります。毎日4人のなかまと一緒にクッキーの下準備や(小麦粉や、砂糖の計量等)生地づくり、焼き、製品化などを行っています。クッキーの種類は10種類以上あり、今は、夏期限定のレモンクッキーも作っています。ぜひ、ご賞味下さい。

歴史に学ぶ ～優生保護法違憲裁判から学んだ、私たちが大事にしたいこと～

1948年日本に「優生保護法」という法律が制定されました。1996年に「母体保護法」と名を改めるまで運用されていたこの法律の目的は、「優生学にもとづいて不良な子孫の出生を防止すること」「母体の生命健康を保護すること」で、「優生手術」と「人工妊娠中絶」を合法としてきました。特に知的障害や精神障害のある人は、都道府県知事の許可があれば、本人の意思を確認せず手術を受けさせられたこともありました。しかし、この法律は「非人道的で、子を産み育てるかどうかを意思決定する自由を侵害し、違憲である」と裁判で国は判決を受けました。

この手術を受けた重度の身体障害のある女性のお話を伺ったことがあります。生まれながらに四肢と体幹機能に障害のあるその女性は、生後何度も機能維持のために外科手術を受けてこられました。今回もそんな手術だろうと手術台にあがった彼女は、本人の同意なく妊娠ができなくなる手術を受けさせられたということです。「いつもよりおなかが痛い」この手術を受けたことを彼女が知ったのは、こんな症状を自覚した術後しばらくしてからでした。彼女の場合は、母親がこの手術の同意をしました。なぜこの手術を受けさせたのか彼女が母に問うと、「あなたのためだから」と返事が返ってきたそうです。その後、彼女は家を出てひとり暮らしを始め、現在この法律の違憲裁判の原告として弁護士と共に活動されています。

彼女のお母さんが判断した「あなたのためだから」という言葉は、「障がいのあるわが子が子育てをするのは大変」「彼女が苦勞しないように」という母の親心からだと推察します。親であれば、わが子が苦勞しないようにという思いは、共感できるものです。しかし、本人に何も説明されず、他人が判断することが許されるものなのか、法律を根拠にし、これを正義として「人が他人の人生を決めてしまう」ことは人権侵害ではないのか。この法律は、人の存在そのものを脅かす、罪深い法律であったと思います。

障がいのある人の中には、少なからず自分の意思を聞かれずに、あるいは聞かれて何を言われているか分からなくても「はい」という返事をし、他人が思う「こうだろう」「こうあってほしい」に従って人生を過ごしてきている方がいます。私たちが障がいのある人の支援で大事にしたいことは、障がいのある人が自分で決めていくことができるように、その人が「わかる伝え方」で示し、自分の人生を決めていくことだと、この歴史から学んでいます。

文責 片桐